

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

外ヶ浜町

1 促進計画の区域

別図に記載のとおり。

2 促進計画の目標

1. 旧蟹田地域

(1) 現況

本地域は、津軽半島中央部を南北に連なる中山山地から、東側の海岸線に向けて流れる河川に沿って平地部が形成され、集落のほとんどが河川流域に沿って位置している。

農業経営は、水稻を基幹作物として転作作物、野菜、花卉、特用林産物等を組み合わせた複合経営が主体であるが、農業経営者の高齢化や後継者不足、基盤整備の遅れ等による生産コスト高が農業経営を圧迫している。

近年、基盤整備の機運が高まり蟹田地域全域で計画されているが、土質条件も悪く生産性は必ずしも高いとはいえず、積雪寒冷地帯であり4月から10月は比較的温暖だが、夏季には偏東風（ヤマセ）の影響により冷災害の被害に遭うなど、他地域と比べると生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧平館地域

(1) 現況

本地域は、津軽半島中央部を南北に連なる平館山地から、東側の海岸線に沿って平地部が形成され、集落のほとんどは海岸線に位置している。

農業経営は、水稻を基幹作物として転作作物等を組み合わせた複合経営が主体であるが、農業経営者の高齢化や後継者不足により、基幹作物である稲作から転作作物に作付けが変わりつつある。

土質条件も悪く生産性は必ずしも高いとはいえず、積雪寒冷地帯であり4月から10月は比較的温暖だが、夏季には偏東風（ヤマセ）の影響により冷災害の被

害に遭うなど、他地域に比べると生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧蟹田地域 旧平舘地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、以下のとおりとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

外ヶ浜町（振興山村地域、過疎地域、半島振興地域）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

（エ）町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

（a）田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上の傾斜農用地を対象

（オ）青森県知事が地域実態に応じて指定する地域

（2）集落協定の共通事項

1） 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2） 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定広域化支援対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

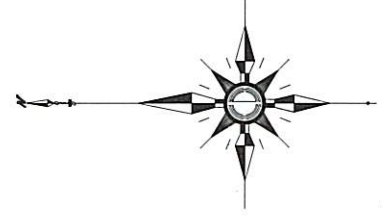
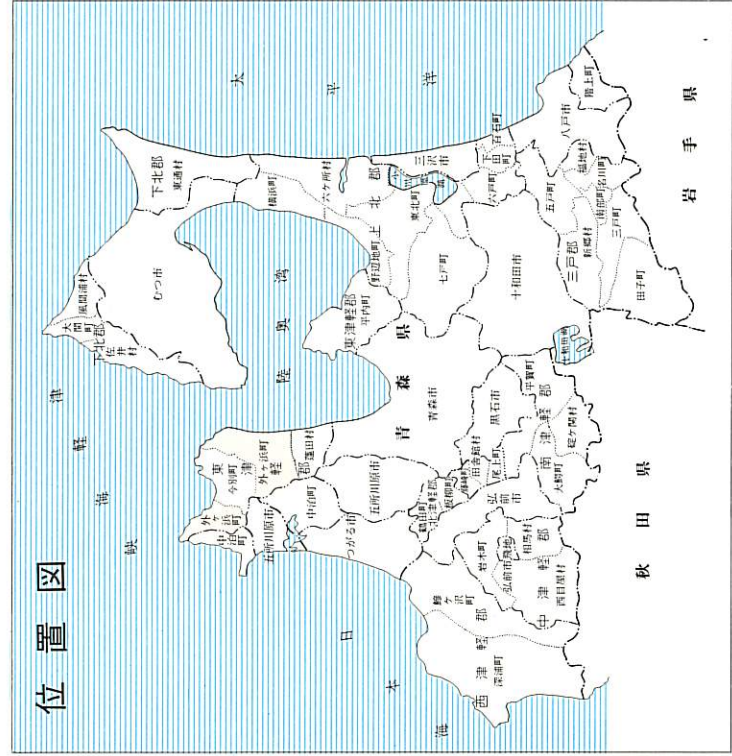
3） 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、「人・農地プラン」において地域の中心となる経営体に位置付けられた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4） その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、集落の実情に応じて集落協定に盛り込むものとする。

外ヶ浜町促進計画区域図



平 館 海 峽

陸奥灣

凡	例	1 号事業 (多面的機能支払)	
		2 号事業 (中山間地等直接支払)	
		農業振興地域界	



1:50,000 (1 km = 2 cm)

4000m
3000
2000
1000
0